

平成21年12月15日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合理事長

社会保険審査官の設置の変更について

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、健康保険組合の処分に関する取扱いは、次のとおりです。

- 1 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官（兵庫社会保険事務局内 〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号 三宮ビル南館7階）に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会（厚生労働省内）に対して再審査請求をすることができます。

審査請求をした日から60日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

- 2 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は保険料等の督促及び滞納処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができます。

前記のとおり、社会保険審査官は、現在は兵庫社会保険事務局内に設置されていますが、平成22年1月1日からは、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行に伴い、同局に代わり近畿厚生局（〒541-8556 大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル8階）に設置されることとなります。

なお、健康保険組合の処分について、不明な点がある場合、又は不服がある場合は、当健康保険組合にご相談・ご連絡をいただきますようお願いいたします。

この社会保険審査官の設置場所の変更等について、被保険者等に対し周知いただきますよう、よろしくお願いたします。